

国住指第 519 号
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律等の施行について (技術的助言)

令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集における建築基準適合判定資格者検定の受検資格の要件緩和等に関する提案を踏まえ、当該内容を盛り込んだ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 5 年法律第 58 号)が令和 5 年 6 月 13 日に成立し、同年 6 月 16 日に公布された。

これに伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 5 年政令第 293 号)が令和 5 年 9 月 29 日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(令和 6 年国土交通省令第 18 号)が令和 6 年 3 月 8 日に公布され、本日施行された。

については、改正後の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)等の運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正概要

建築主事等の継続的かつ安定的な確保を図るため、建築基準適合判定資格者検定について、受検資格として定められていた実務経験を登録要件とすることとし、審査経験のない者も受検可能とした。また、二級建築基準適合判定資格者検定を創設し、小規模な建築物

(確認等事務のうち建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項各号に掲げる建築物に係るもの以外のもの)に特化した審査資格者(建築副主事又は副確認検査員)を創設した。

2. 二級建築基準適合判定資格者検定の実施について

二級建築基準適合判定資格者検定は、各地方整備局等所在県(沖縄県を除く。)において毎年1回以上行う。問題構成及び内容は、一級建築基準適合判定資格者検定を参考とし二級建築士の設計に係る建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識を問うものとする。

3. 特定建築基準適合判定資格者(いわゆるルート2主事)講習の受講資格について

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の18第1号に規定する特定建築基準適合判定資格者講習の受講資格に二級建築基準適合判定資格者を追加する。

4. 確認検査員等の数について

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第16条に規定する指定確認検査機関における確認検査員等の数の算定に当たっては、副確認検査員を確認検査員と同等に算入することが可能である。なお、副確認検査員をその業務範囲外の業務に従事させることはできないことに留意すること。

5. 特定行政庁及び指定確認検査機関の人員確保について

令和7年4月には建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直しなどを盛り込んだ建築基準法の改正の施行を予定しており、業務量の増加が見込まれるため、今後の審査体制の確保に向けて、二級建築基準適合判定資格者検定を積極的に活用し、資格の取得に取り組まれない。